

羽村市告示第 109 号

羽村市子ども食堂応援事業実施要綱

令和 8 年度羽村市被保護者自立促進事業実施要綱

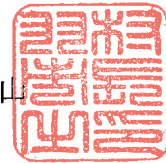
令和 8 年度羽村市生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事業実施
要綱

を公表する。

令和 8 年 6 月 30 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山



羽子子発第 305 号

羽村市子ども食堂応援事業実施要綱

羽福祉発第 265 号

令和 8 年度羽村市被保護者自立促進事業実施要綱

羽福祉発第 247 号

令和 8 年度羽村市生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事業実施
要綱

羽村市子ども食堂応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども食堂（地域の子供が気軽に立ち寄り、無料又は安価で栄養バランスの取れた食事を摂りながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。以下同じ。）を開催する団体又は個人（以下「団体等」という。）に対し、羽村市商業協同組合が発行する商品券（以下「商品券」という。）を交付することにより、その安定的な活動を支援するとともに、市内消費の喚起を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 商品券の交付対象者は、第5条の規定による申請の時点で市内において子ども食堂を開催する団体等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 月に1回以上、定期的に子ども食堂を開催し、かつ、継続的に子ども食堂を開催する意思があること。
- (2) 子ども食堂の開催に当たり、子供が食事を摂りながら交流できるスペースを確保していること。
- (3) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築していること。
- (4) 羽村市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する暴力団等でないこと。

(商品券の交付等)

第3条 市は、商品券の交付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、商品券を交付する。

- 2 商品券の交付対象事業は、令和8年7月18日から同年8月31日までの間に市内で開催する子ども食堂とする。
- 3 交付する商品券の額は、前項の子ども食堂の開催1回当たり1万円とし、子ども食堂1拠点に対して4万円を限度とする。
- 4 商品券の有効期限は、令和8年9月30日までとする。

(使用制限)

第4条 交付を受けた商品券は、子ども食堂の開催に要する経費に使用するものとする。ただし、人件費及び団体等の運営費に使用することはできない。

(交付申請)

第5条 商品券の交付を受けようとする者は、様式第1号による商品券交付申請書兼事業計画書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、商品券の交付の可否を決定し、様式第2号による商品券交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際して必要と認めるときは、申請者に対し、関係書類の提出を求め、又は現地調査等によりその内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により交付決定をしたときは、速やかに申請者に商品券を交付するものとする。

4 第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、様式第3号による商品券受領書を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 交付決定者は、申請内容を変更しようとするときは、様式第4号による変更申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(申請内容の変更の承認)

第8条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適否を決定し、様式第5号による変更承認決定（却下）通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定に係る事業が完了したときは、令和8年10月30日までに様式第6号による実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は商品券の返還を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(1) 虚偽その他不正の手段により商品券の交付を受けたとき。

(2) 第5条の規定による事業計画に沿った子ども食堂の開催をしなかったとき
(軽微な変更を除く)。

(3) 有効期限までに商品券を使用しなかったとき。

(4) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は商品券の返還を求めるときは、様式第7号による商品券交付決定取消通知書兼返還請求書により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に第6条第1項の規定により行った交付決定に係る取消及び返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

羽村市子ども食堂応援事業商品券交付申請書兼事業計画書

年 月 日

羽村市長 宛

申請者 所在地又は住所
団体名及び代表者名又は氏名
電話番号

羽村市子ども食堂応援事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

【事業計画】

子ども食堂名				
開催場所				
開催回数	_____回（1 拠点当たり上限 4 回）			
開催日 (7/18～8/31)	月 日	月 日	月 日	月 日
申請枚数	20 枚 × _____回 = _____枚（ _____円分）			

【宣誓】

私は、子ども食堂の開催に当たり、以下のとおり誓約します。

☐ 申請日現在、月に 1 回以上、定期的に子ども食堂を開催しており、今後も継続的に子ども食堂を開催します。

☐ 子ども食堂の開催に当たり、子供が食事を摂りながら交流できるスペースを確保しています。

☐ 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）その他関係法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築しています。

☐ 羽村市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団等ではありません。

【添付資料】

申請団体等の概要がわかる資料（規約、チラシ、ホームページの写し等）

第 号
年 月 日

様

羽村市長

羽村市子ども食堂応援事業商品券交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった羽村市子ども食堂応援事業について、下記のとおり商品券を交付（不交付）することに決定したので通知します。

☐ 交 付

子ども食堂名	
交付枚数	_____枚（ 円分）

【交付条件】

- 1 商品券は、子ども食堂の開催に係る費用に充てることとし、人件費及び団体等の運営費に使用してはならない。
- 2 子ども食堂の開催回数等、事業内容を変更しようとするとき、又は中止、若しくは延期するときは、速やかに報告するとともにその指示を受けなければならない。
- 3 令和 8 年 9 月 30 日までに商品券を使用できなかった場合、又は、使用できないことが明らかな場合は、速やかに市に返還しなければならない。
- 4 令和 8 年 10 月 30 日までに「羽村市子ども食堂応援事業実績報告書」を提出するものとする。

以上の条件に違反した場合は、商品券の返還又は相当額の返金等に応じなければならない。

☐ 不交付

【不交付理由】

様式第 3 号（第 6 条関係）

羽村市子ども食堂応援事業商品券受領書

年 月 日

羽村市長 宛

羽村市子ども食堂応援事業について、羽村市商業協同組合商品券 _____ 枚
（ _____ 円分）を受領しました。

団体名及び代表者名
又は 氏名 _____

事務処理欄	
商品券 No.	No. _____ ~ No. _____
担当者	

羽村市子ども食堂応援事業変更申請書

年 月 日

羽村市長 宛

申請者 所在地又は住所
団体名及び代表者又は氏名
電話番号

年 月 日付羽 発第 号をもって交付決定のあった羽村市子ども食堂応援事業について、羽村市子ども食堂応援事業実施要綱第 7 条の規定に基づき、申請内容の変更をしたいので申請します。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

【添付資料】

変更事項がわかる資料

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

羽村市長

羽村市子ども食堂応援事業変更承認決定（却下） 通知書

羽村市子ども食堂応援事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった申請内容については、下記のとおり決定（却下）します。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
却下の理由		

様式第 6 号（第 9 条関係）

羽村市子ども食堂応援事業実績報告書

年 月 日

羽村市長 宛

申請者 所在地又は住所
団体名及び代表者名又は氏名

電話番号

年 月 日付羽 発第 号をもって交付決定のあった羽村市子ども食堂応援事業
について完了したので、下記のとおり報告します。

子ども食堂名	
--------	--

【開催概要及び参加人数】

	開催日	開催場所	参加人数
1	月 日		人
2	月 日		人
3	月 日		人
4	月 日		人

【購入品一覧】

購入品	購入店舗	商品券使用枚数

【添付資料】

- ・ 購入品及び支払金額が確認できるレシートの写し
- ・ 子ども食堂の様子がわかる開催日当日の写真

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

羽村市長

羽村市子ども食堂応援事業商品券交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付羽 発第 号をもって交付決定のあった羽村市子ども食堂応援事業について、羽村市子ども食堂応援事業実施要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

また、既に交付した商品券の返還を下記のとおり求めます。

記

交付決定枚数	_____枚（ 円分）
取 消 理 由	
返 還 枚 数	_____枚（ 円分）
返 還 期 限	
返 還 方 法	

令和8年度羽村市被保護者自立促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受ける者を含む。以下同じ。）又は被保護世帯（以下「受給者等」という。）に対して、東京都の被保護者自立促進事業実施要綱（平成17年16福保生保第508号）及び令和8年度被保護者自立促進事業に関する補助金交付事務取扱要領（令和8年4月24日8福祉生保第99号）の補助対象となる自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、受給者等の自立を図ることを目的とする。

(支給対象事業及び経費等)

第2条 支給対象事業は、次に掲げるものとし、支給対象事業、項目、対象者要件及び1人当たりの上限額は、別表第1のとおりとする。

- (1) 就労支援事業
- (2) 社会参加活動支援事業
- (3) 地域生活移行支援事業
- (4) 健康増進支援事業
- (5) 次世代育成支援事業

(支給の申請)

第3条 経費の支給を受けようとする受給者等は、様式第1号による申請書に別表第2に掲げる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請（以下この条において「申請」という。）があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、支給することを決定したときは、様式第2号の通知書により、支給しないことを決定したときは、様式第3号の通知書により申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、支給を決定した場合は、その経費を申請をした者に支給するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第2条関係)

支給対象 事業	項目	対象者要件	1人あたりの上 限額(年額)
就労支援 事業	就職活動用の 被服費等	主に稼働年齢層の被保護者で、就職面接時に必要なスーツ等を購入した者であり、市長が必要と認めたもの。	35,000円
	技能修得費	既に技能修得費が支給されており、積極的に資格取得を目指している被保護者であって、補助教材等を購入した者であり、市長が必要と認めたもの。	25,000円
	緊急一時保育料	母子世帯等で、母や子(主に9歳以下)の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合で、市長が必要と認めたもの。	100,000円
	就職活動用の 携帯電話購入 費	主に稼働年齢層の被保護者で就職面接時に必要なプリペイド式携帯電話等を購入した者であり、市長が必要と認めたもの。	20,000円
	就職時の連帯 保証費	就職時に連帯保証人の確保が困難な被保護者であり、就労意欲が高	50,000円

		く、就労の継続性やトラブル発生等の問題がないと市長が認めたもの。	
	就 労 活 動 支 援 費	就職活動に向けた動機付けや就職後の継続支援が必要な被保護者への支援に要する経費であって、市長が必要と認めたもの。	100,000 円
	認 可 外 保 育 施 設 入 園 料 ・ 保 育 料	母子世帯等が就労するにあたり、子が認可保育園入園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等を利用した場合で、市長が必要と認めたもの。	960,000 円
社会参加 活動支援 事業	ボランティア 講座受講料	高齢者でボランティア講座を受講した被保護者であって、市長が必要と認めたもの。（入院、入所中の者を除く。）	10,000円
	ボランティア 保険料	高齢者でボランティア活動を行うに伴いボランティア保険に加入した被保護者であって、市長が必要と認めたもの。（入院、入所中の者を除く。）	2,000円
	シルバー人材 センター年会 費	高齢者でシルバー人材センター年会費を負担し、就労収入からの必要経費控除を行っていない被保護者であって市長が必要と認めたもの。（入院、入所中の者を除く。）	3,000円

	精神障害者等 自助グループ 参加費	精神疾患等のため社会生活を営むことが困難な被保護者が同じ障害を持つ患者グループのミーティングに参加する場合であって、市長が必要と認めたもの。	60,000円
地域生活 移行支援 事業	高齢者等生活 環境改善費 (居宅清掃費用)	保護受給中の高齢者等（他法他施策での援助対象者は除く。）が部屋を清潔に保てない場合であって、市長が清掃や環境整理サポートが必要と認めたもの。	150,000円
	高齢者等生活 環境改善費 (居宅環境整理サポート費用)		54,000円
	生活支援費 (生活サービス年会費)	他法他施策による生活支援サービスが受けられない被保護者で、病状等で市長が支援を必要と認めたもの。ただし、他法他施策により受けられる生活支援サービスの上乗せサービスは対象としない。	5,000円
	生活支援費 (生活支援サービスヘルパー等派遣費用)		60,000円
	債務整理支援 費(予納金)		30,000円

		償還免除が受けられるものを除く。)	
	住宅契約関係費（鍵交換費等）	病院等からの地域移行や転宅等により新たに住居を確保する場合で、入居要件となっている鍵交換費等を負担したもので、市長が必要と認めたもの。	20,000円
	高齢者等見守り支援費	65歳以上の高齢者、又は要介護・要看護状態にあつて見守りが必要な居宅の被保護者が社会福祉協議会、シルバー人材センター等で実施する安否確認や訪問電話、24時間電話相談、救急通報サービス等の見守り支援を受ける場合であつて、市長が必要と認めたもの。	75,000円
	精神科カウンセリング受診料	精神的不安を抱える被保護者が病状安定を図り、日常生活を維持・継続するため精神科医の行うカウンセリングのほか必要最低限度のカウンセリングを受療する場合であつて、市長が必要と認めたもの。	72,000円
健康増進支援事業	介護予防教室等参加費	介護予防を目的とする介護予防教室に参加した被保護者であつて市長が必要と認めたもの。（入院、入所中の者及び介護サービス受給者を除く。）	4,000円

	健康増進意欲 形成支援費	特定健康診査、特定保健指導の対象となる被保護者の健康増進意欲や健康診断の受診率を高めるための健康増進プログラム実施経費や公的な健康増進セミナーへ参加経費等であり、市長が必要と認めたもの。	10,000円
	健康管理機器 購入費	主治医等の保健指導に基づき、日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理器機を購入した被保護者であって、市長が認めたもの。	20,000円
次世代育 成支援事 業	学習環境整備 支援費（中学 3年生）	次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等により、在宅での学習環境を整える必要が認められる中学生3年生であり、市長が認めたもの。	300,000円
	学習環境整備 支援費 （小学4年生 ～ 中学2年 生）	次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等により在宅での学習環境を整える必要が認められる小学4年生から中学2年生であり、市長が認めたもの。	130,000円
	学習環境整備	次世代育成支援の観点から、自立	200,000円

支援費 (高校1年生 ～高校2年生)	支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等により在宅での学習環境を整える必要が認められる高校1年生及び高校2年生であり、市長が認めたもの。	
学習環境整備 支援費 (高校3年生)	次世代育成支援の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等により在宅での学習環境を整える必要が認められる高校3年生であり、市長が認めたもの。	300,000円
大学等進学支援費	大学等への進学を目指す高校生の大学等受験料であって、大学等へ進学することが世帯の自立助長に効果的であると市長が認めたもの。	120,000円
学習・相談ボランティア派遣費用	次世代育成の観点から、学習・相談ボランティアの派遣が必要な被保護者世帯であり、市長が認めたもの。	64,000円
健全育成支援費	次世代育成の観点から、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加が必要な小学生、中学生及び高校生であり、市長が認めたもの。	15,000円

別表第 2（第 3 条関係）

支給対象事業	項目	必要書類
就労支援事業	就職活動用の被服費等	領収書
	技能修得費	領収書
	緊急一時保育料	領収書
	就職活動用の携帯電話購入費	領収書
	就職時の連帯保証費	領収書
	就労活動支援費	領収書
	認可外保育施設入園料・保育料	領収書
社会参加活動支援事業	ボランティア講座受講料	領収書
	ボランティア保険料	領収書
	シルバー人材センター年会費	領収書
	精神障害者等自助グループ参加費	領収書
地域生活移行支援事業	高齢者等生活環境改善費	事業者からの請求書
	生活支援費	事業者からの請求書
	債務整理支援費（予納金）	弁護士等からの請求書
	住宅契約関係費（鍵交換費等）	領収書
	高齢者等見守り支援費	事業者からの請求

		書
	精神科カウンセリング受診料	領収書
健康増進支援事業	介護予防教室等参加費	領収書
	健康増進意欲形成支援費	領収書
	健康管理機器購入費	領収書
次世代育成支援事業	学習環境整備支援費	領収書
	大学等進学支援費	領収書
	学習・相談ボランティア派遣費用	領収書
	健全育成支援費	領収書

年 月 日

羽村市長 あて

申請者住所

申請者氏名

被保護者自立促進事業支給申請書

下記のとおり被保護者自立促進事業による支援を申請します。

支給の内容		添付資料
就労支援	就職活動用の被服費等	領収書
	技能修得費	領収書
	緊急一時保育料	領収書
	就職活動用の携帯電話購入費	領収書
	就職時の連帯保証費	領収書
	就労活動支援費	領収書
	認可外保育施設入園料・保育料	領収書
社会参加活動支援	ボランティア講座受講料	領収書
	ボランティア保険料	領収書
	シルバー人材センター年会費	領収書
	精神障害者等自助グループ参加費	領収書
地域生活移行支援	高齢者等生活環境改善費	事業者からの請求書
	生活支援費	事業者からの請求書
	債務整理支援費（予納金）	弁護士等からの請求書
	住宅契約関係費（鍵交換費等）	領収書
	高齢者等見守り支援費	事業者からの請求書
	精神科カウンセリング受診料	領収書
健康増進支援	介護予防教室等参加費	領収書
	健康増進意欲形成支援費	領収書
	健康管理機器購入費	領収書
次世代育成支援	学習環境整備支援費	領収書
	大学等進学支援費	領収書
	学習・相談ボランティア派遣費用	領収書
	健全育成支援費	領収書

年 月 日

様

羽村市長

被保護者自立促進事業支給決定通知書

下記のとおり被保護者自立促進事業による支援が決定したので通知します。

支援の内容		支給金額
・ 就労支援 ・ 社会参加活動支援 ・ 地域生活移行支援 ・ 健康増進支援 ・ 次世代育成支援		

年 月 日

様

羽村市長

被保護者自立促進事業支給不承認通知書

下記のとおり被保護者自立促進事業による支援が不承認となりましたので通知します。

支援の内容		不承認理由
- 就労支援 - 社会参加活動支援 - 地域生活移行支援 - 健康増進支援 - 次世代育成支援		

令和８年度羽村市生活保護受給世帯の学童・生徒に対する法外援護事業 実施要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、保護受給中の生徒等に対し、本人及び世帯の自立助長を図るための各種費用を支給する法外援護事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 学童・生徒 令和８年４月１日現在、小学生・中学生である者（外国人学校の初等部又は中等部に在学する者を含む。）をいう。
- (２) 保護受給中の生徒等 市が行う生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）による保護を受けている学童・生徒をいう。
- (３) 夏季健全育成費 保護受給中の生徒等が、夏季休業中に行われる各種野外活動等に参加する費用をいう。
- (４) 学童服 保護受給中の生徒等の通学用被服をいう。
- (５) 運動衣 保護受給中の生徒等の運動用のトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (６) 外国人学校 学校教育法（昭和２２年法律第２６条）第１３４条１項に規定する各種学校のうち、外国人を対象として小学校及び中学校に相当する教育を行う学校をいう。
- (７) 自立援助金 保護受給中の生徒等の自立助長を図るために支給する就職支度金をいう。

(事業の種類等)

第３条 事業の種類は、次に掲げるものとし、事業の内容及び支給要件は、別表のとおりとする。

- (１) 夏季健全育成費支給事業
- (２) 学童服及び運動衣支給事業
- (３) 自立援助金支給事業
- (４) 修学旅行支度金支給事業

2 次に掲げる児童福祉施設等の入所者は、事業の支給対象から除くものとする。

(1) 福祉型障害児入所施設

(2) 医療型障害児入所施設

(3) 児童自立支援施設

(4) 児童養護施設

(5) 特別支援学校（寄宿舎）

（支給金額、支給の時期及び方法）

第4条 各事業の支給金額、支給時期及び方法は、別表のとおりとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

事業 の種 類	内容	支給要件	支給金 額	支給時期及び方 法
夏 季 健 全 育 成 費 支 給 事 業	保護受給 中の生徒 等 対 し、夏季 休業中の 野外活動 等に参加 する費用 を支給す るもの	(1) 当該事業年度7月1日現在、法によるいずれかの扶助を適用している被保護世帯で、同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 (2) 当該事業年度7月2日から同月31日までに法によるい	1人当 たり 3, 3 0 0 円	(1) 原則として8月分保護費定例支給日とする。ただし、(2)に該当する場合、その時期にあわせて別途調整する。 (2) 現金支

		いずれかの扶助を開始した被保護世帯で、7月31日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。		給とし、その支払場所は従前の保護費支給において指定されたところによる。
学 童 服 及 び 運 動 衣 支 給 事業	保護受給中の生徒等に「子どもの日」の行事の一環として、学童服及び運動衣の購入費を支給するもの	(1) 当該事業年度4月1日現在、法によるいずれかの扶助を適用している被保護世帯で、同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 (2) 当該事業年度4月2日から同月30日までに法によるいずれかの扶助を開始した被保護世帯で、4月30日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。 (3) (1) 及び (2) の学童・生徒で学童服の支給については、小学校1年生及び中学校1年生を除く。ただし、外国人学校在学者は、この限りでない。	学童服 1人当たり 11,400円 運動衣 1人当たり 4,100円	(1) 原則として5月分保護費定例支給日とする。ただし、(2) に該当する場合、その時期にあわせて別途調整する。 (2) 現金支給とし、その支払場所は従前の保護費支給において指定されたところによる。
自 立	生活保護	(1) 当該事業年度4月1日現	1人当	(1) 原則と

援助 金支 給事 業	受給中の 生徒等 で、就職 するもの に対し就 職支度金 を支給す るもの	在、法によるいずれかの扶助を 適用している被保護世帯（保護 停止中の場合を含む。）の生徒 又は同年３月中に被保護世帯 （保護停止中の場合を含む。） から就職に伴い転出した生徒と する。 （２） 中学校（外国人学校の中 等部を含む。）を卒業し、当該 事業年度４月末日までに継続的 な就労に従事するか、又は４月 末日までに継続的な就労に従事 することが見込まれること。	たり ５１， ５００ 円	して５月分保 護費定例支給 日とする。 （２） 現金支 給とし、その 支払場所は従 前の保護費支 給において指 定されたところ による。
修学 旅行 支度 金支 給事 業	生活保護 受給中の 小学校６ 年生又は 中学校３ 年生に対 し、修学 旅行に参 加する際 に必要な 参加支度 金を支給 するもの	当該事業年度４月１日から同年度 ３月３１日までに修学旅行に参加 する小学校６年生又は中学校３年 生であって、旅行日現在、法によ るいずれかの扶助を適用している 被保護世帯（保護停止中の場合を 含む。）に属する学童・生徒とす る。ただし、他の実施機関におい て、既に同一旅行に対する支度金 を支給されている場合は除く。	小学校 ６年生 １人当 たり ４，３ ００円 中学校 ３年生 １人当 たり ８，５ ００円	原則として修学 旅行実施直前の 保護費と併せて 支給する。ただ し、４月に修学 旅行を実施する ときは５月分の 保護費に併せて 支給する。